

意見書第1号

地方自治体が行う新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援の 充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症に対する脅威は、人々の生命はもちろん日々の暮らし、経済生活にまで大きな影響を及ぼしている。国では感染拡大防止策として、人の接触を抑えるための移動制限、そしてその誘因となる経済主体の活動制限を行うことで感染拡大防止の取組みが行われている。

具体的な取り組みとしては、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うための「特別定額給付金」や、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするための「持続化給付金」、さらに、それら事業所で働く従業員の休業補償としての「雇用調整助成金特例措置の拡充」などの施策が実施されている。

一方、幸いにして感染症患者が発生していない本市においても人の移動の自粛、それに伴う人の消費行動抑制により市内の中小企業者等の売上が激減するなど多大な影響がでている。加えて、学校の臨時休業に伴い保護者に対しても新たな負担が発生している。

本市では、このような状況に対応するため、国施策とは別に、給食費や水道料金の免除、中小企業者等緊急経済支援事業、臨時子育て学習支援給付事業、大学生等生活支援臨時給付金給付事業等の独自施策を実施している。

しかしながら、自主財源が乏しく脆弱な財政基盤である本市がこれ以上独自対策を実施するのには限界がある。また、同じ感染症と闘っているにもかかわらず自治体の財政力によりその施策に差がでるのは、新たな地域格差を生むものとして非常に危惧するところである。

以上のことを踏まえ、すべての地方自治体が独自に行う新型コロナウイルス感染症対策に資する予算確保のため、国におかれては、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年度第2次補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を行うこと。
- 2 地方交付税総額の増額を図り、特別交付税の対象事業を拡大し、地方自治体が独自で実施する対策に対して、財政措置を確実に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月15日

兵庫県朝来市議会議長 渕 本 稔